

食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく
行政措置の状況について（令和2年度～令和3年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示適正化係・取引適正化係

1 食品表示法及び景品表示法に基づく措置（詳細は2～3ページのとおり）

（事業者数）

区 分	食品表示法			景品表示法 ※1	
	命 令	指 示	指 導	措置命令	指 導
平成29年度	0	0	108	1	17
平成30年度	0	0	117	0	20
令和元年度	0	0	106	0	11
令和2年度	0	2	75	0	9
令和3年度※2	0	0	34	0	7

※1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※2 令和4年2月28日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（詳細は4～7ページのとおり）

区 分	特定商取引法に基づく措置			消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務 停止 命令	指 示	業務 禁止 命令	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
平成29年度	2	2	0	0	1	5	4	30
平成30年度	1	2	0	2	1	4	4	37
令和元年度	1	1	0	0	0	4	1	28
令和2年度	1	1	0	1	1	1	3	28
令和3年度※6	1	2	1	1	0	0	1	26

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づく不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導

※6 令和4年2月28日現在

食品表示法及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について
(令和2年度～令和3年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和4年2月28日現在

<令和2年度における法に基づく措置>

1 株式会社味の海豊（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：函館市日乃出町20番12号
- (2) 事業内容：海産物及び珍味加工品の製造並びに卸販売
- (3) 行為概要：味の海豊は商品名「美味珍味ずわいがに」、「幸福のずわいがに」、「常務のずわいフレーク」の3商品について、原材料にベニズワイガニとズワイガニの両方を使用しているにもかかわらず、ベニズワイガニについて表示せず、商品名の一部及び原材料名欄に「ずわいがに」などと表示し、そのうち「常務のずわいフレーク」の内容量について、実際は85グラム前後であるにもかかわらず、「100g」と表示し、一般消費者向けの商品として販売した。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表
指示：令和2年（2020年）6月9日
指示の事実の公表：令和2年（2020年）6月11日
（指示内容）
 - ① 食品表示の点検、不適正表示の是正
 - ② 不適正表示の原因究明・分析の徹底
 - ③ 再発防止対策の実施
 - ④ 役員・従業員に対する食品表示制度の啓発普及
 - ⑤ 講じた措置について提出

2 株式会社福居製餡所（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：旭川市二条通20丁目左9号
- (2) 事業内容：餡の製造及び販売、雑穀の売買附帯する一切の業務
- (3) 行為概要：福居製餡所が製造して他の食品加工業者に販売する「十勝一口餅用粒あん」と称する業務用加工食品（以下「本件商品」という。）の原材料の小豆のうち大部分に、中国産のものを使用していたにもかかわらず、販売先の事業者へ提出する原料規格書の商品名称の欄に「十勝一口餅用粒あん」と表示し、強調表示の証明という欄に「小豆（十勝産）」などと表示し、事業者へ販売した。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表
指示：令和2年（2020年）12月10日
指示の事実の公表：令和2年（2020年）12月14日
（指示内容）
 - ① 食品表示の点検、不適正表示の是正
 - ② 不適正表示の原因究明・分析の徹底
 - ③ 再発防止対策の実施
 - ④ 役員・従業員に対する食品表示制度の啓発普及
 - ⑤ 講じた措置について提出

<令和2年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
3件	41件	6件	8件	58件	5件	3件	7件	7件	22件	80件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	3件
優良誤認表示※1	5件
有利誤認表示※1	2件
おとり広告	0件
合計	10件

※1 「優良誤認表示」と「有利誤認表示」の両方に跨がる行政指導については、それぞれに1件と計上

<令和3年度における法に基づく措置>

※なし

<令和3年度における行政指導>

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
1件	15件	2件	6件	24件	3件	1件	4件	3件	12件	36件

【景品表示法】

種類別指導件数

不当景品類	0件
優良誤認表示※1	6件
有利誤認表示※1	2件
おとり広告	0件
合計	8件

※1 「優良誤認表示」と「有利誤認表示」の両方に跨がる行政指導については、それぞれに1件と計上

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について
(令和2年度～令和3年度)

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
令和4年2月28日現在

<令和2年度における法又は条例に基づく措置>

- | |
|--|
| 1 「トータルケアサポートぬくもり」こと猫宮稔英（ねこみや としひで）
【特定商取引法】業務停止命令、指示
【消費生活条例】勧告、勧告に従わなかった旨の公表 |
|--|

(1)所在地：札幌市白石区菊水3条4丁目4-7-6-105

(2)業態：訪問販売（寝具販売、布団リフォーム及び布団クリーニング）

※個人事業者

(3)行為概要：事業者は、消費者宅を訪問する際に「布団をみせてほしい」などと告げるだけで、勧誘をする目的等を告げず、勧誘拒絶の意思表示の機会を与えないまま勧誘を始め、布団をみせた消費者が「いらぬい」、「お金がない、買えない」などと何度も契約締結を断っているにもかかわらず執ように勧誘を続け、契約を締結し、記載内容に不備のある契約書面を消費者に交付した。また、事業者は、「訪問販売お断り！」と記載されたステッカーが貼付してある消費者宅を訪問して勧誘した。

(4)違反条項：

ア 特定商取引法：①勧誘目的等不明示（第3条）

②再勧誘（第3条の2第2項）

③書面記載不備（第5条第1項）

④迷惑勧誘（第7条第1項第5号に基づく省令第7条第1号）

イ 消費生活条例：①勧誘拒絶の意思表示の機会を与えない勧誘（規則別表1(2)）

②勧誘拒絶後の勧誘（規則別表4(7)）

※訪問販売お断りステッカーを貼付していた消費者宅を訪問し勧誘していた件について認定。

(5)措置：○業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）

【内容】3か月業務一部停止(令和2年11月13日～令和3年2月12日)

○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）

【内容】勧誘目的等不明示、再勧誘、書面記載不備及び迷惑勧誘の行為の発生原因について調査分析の上検証し当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築しこれらについて、令和3年1月13日までに北海道知事あて文書で報告すること。

○勧告（北海道消費生活条例第17条第3項、第4項）

【内容】消費者が勧誘を受けることを拒絶しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

※訪問販売お断りステッカーを貼付していた消費者宅を訪問し勧誘していた件について認定。

○勧告に従わなかった旨の公表（北海道消費生活条例第51条第1項）

【内容】平成26年5月20日付け勧告（消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。）を受けていたにもかかわらず、当該勧告に従っていない旨を公表した。

(6)処分日：令和2年11月11日

(7)公表日：令和2年11月11日

2 株式会社住幸【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1) 所在地：(法人登記簿上の所在地) 札幌市白石区川下1条5丁目3番10号
(契約書上の所在地) 札幌市白石区平和通4丁目南2番15号
※現在この場所では事業を行っていないものと考えられる。
- (2) 代表者：代表取締役 前田 努
- (3) 業態：訪問販売（住宅リフォーム）
- (4) 相談概要：訪問販売により住宅リフォームについて勧誘され契約を締結した消費者から、「契約書はなく領収書のみ受領した」、「どの工事も中途半端に中断したまま」、「約束の日になっても返金されなかった」、「認知症が進んでおり内容を理解できたか不明な者と契約している」、といった苦情相談がある。
- (5) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (6) 公表日：令和2年11月6日

3 ライフライン申請こと小澤諒雅【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1) 所在地：札幌市白石区米里1条4丁目
- (2) 業態：訪問販売（保険金申請の支援サービス） ※個人事業者
- (3) 相談概要：「訪問販売の勧誘の目的で消費者宅を訪れた際に、勧誘に先だって勧誘の目的であることなどを告げなかった」、「訪問販売の契約書面に法定の記載事項が正しく記載されていなかった」、「訪問販売で、十分な理解を得ることなく、認知症が疑われる高齢者と契約を結んだ」などの苦情相談があった。
- (4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5) 公表日：令和3年1月14日

4 T'sグループこと畠山太一【消費生活条例】情報提供（重大被害防止措置）

- (1) 所在地：札幌市中央区南一条西16丁目1番地323 春野ビル3階
※当該住所地はバーチャルオフィスであり、事業者の実際の拠点はありません。
- (2) 業態：訪問販売（水回り修理サービス） ※個人事業者
- (3) 行為概要：事業者は、トイレの詰まりなど水回りのトラブルに対応する旨記載したホームページで消費者を誘引し、問い合わせしてきた消費者の住居を訪問し、高圧洗浄や排水管清掃などの水回り修理の役務提供契約について勧誘を行い、契約を締結していたが、消費者からクーリング・オフの問合せや申出を受けても拒否し、また実際にクーリング・オフ通知を送付されても全額返金せず、一部しか返金しなかった。
- (4) 措置：当該行為は、北海道消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法であり、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることから、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、道民の皆様へ、この事業者の情報を提供した。
- (5) 公表日：令和3年3月24日

【令和2年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	19件
通信販売	1件
電話勧誘販売	5件
訪問購入	3件
その他(店舗)	1件
計	28件

＜令和3年度における法又は条例に基づく措置＞

1 松原工業株式会社 【特定商取引法】業務停止命令、指示、業務禁止命令

- (1)所在地：札幌市豊平区豊平三条一丁目1番34号
- (2)代表者：代表取締役 松原良介(まつばらりょうすけ)
- (3)業態：訪問販売（開錠、排水管の詰まりの解消、ガラス交換、アンテナ修理、雨漏り修理等の生活上のトラブルを解消するためのサービスの提供）
- (4)行為概要：事業者は、主にインターネット上に掲載された生活上のトラブルを解消するためのサービスの提供に関する広告等により消費者を誘引し、問合せをしてきた消費者を仲介する事業者から紹介された消費者に電話等で連絡を取った上で消費者宅を訪問し、その場で、開錠、トイレなどの排水管の詰まりの解消、アンテナ修理等の役務提供について勧誘の上、当該役務提供契約を締結し、これらの役務を提供していた。
- 事業者は、消費者に対し、役務提供契約の解除に関する事項について不実のことを告げていたほか、クーリング・オフ通知を发出した消費者に返金債務の履行を拒否し、記載内容に不備のある書面を消費者に交付した。
- (5)違反条項：①不実告知（特定商取引法第6条第1項第5号）
②債務履行拒否（特定商取引法第7条第1項第1号）
③書面記載不備（特定商取引法第5条第1項）
- (6)措置：【松原工業株式会社に対して】
- 業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】3か月業務一部停止(令和3年6月10日～令和3年9月9日)
- 指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）
【内容】
- ①違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらについて、業務停止命令の期間が終了する1か月前までに北海道知事宛て文書で報告すること。
- ②令和元年8月1日から令和3年6月9日までの間に、訪問販売で役務提供契約を締結したすべての相手方に対し、本件処分の内容並びに上記3（1）及び（2）記載の行為を行ったことを令和3年7月9日までに通知し、その結果を北海道知事宛てに文書で報告すること。勧誘目的等不明示、再勧誘、書面記載不備及び迷惑勧誘の行為の発生原因について調査分析の上検証し当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築しこれらについて、令和3年1月13日までに北海道知事宛て文書で報告すること。
- 【松原良介に対して】
- 業務禁止命令（特定商取引法第8条の2第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】業務停止命令の範囲の業務を新たに開始することを3か月禁止(令和3年6月10日～令和3年9月9日)
- (7)処分日：令和3年6月9日
- (8)公表日：令和3年6月10日

2 T'sグループこと島山太一【特定商取引法】指示【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：札幌市中央区南一条西16丁目1番地323 春野ビル3階
※バーチャルオフィスであり、現在は使用されていない。
- (2)業態：訪問販売（水回り修理等） ※個人事業者
- (3)行為概要：事業者は、水回り修理のトラブルに対応する旨を記載したウェブサイトにより消費者を誘引し、問い合わせしてきた消費者の住居を訪問し、高圧洗浄などの役務の提供契約について勧誘をし、その場で申込みを受け、本件役務を有償で提供する契約を締結していた。
- 事業者は、クーリング・オフについて電話により問合せや申出をした消費者等に対して、全額返金を拒むなどして、消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げ、また実際にクーリング・オフ通知を送付されても全額又は一部の返金を拒否又は不当に遅延させた。

(4) 違反条項：

ア 特定商取引法：債務不履行拒否・不当遅延【第7条第1項第1号】

イ 消費生活条例：拒否等によるクーリング・オフの妨害【条例施行規則別表8（1）】

(5) 措置：○指示（特定商取引法第7条第1項）、指示の公表（同条第2項）

【内容】

違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらについて、業務停止命令の期間が終了する1か月前までに北海道知事宛て文書で報告すること。

○勧告（北海道消費生活条例第17条第3項、第4項）

【内容】

消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し又はその他の不当な方法を用いて、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げる行為をしないこと。

(6) 処分日：令和3年7月8日

(7) 公表日：令和3年7月12日

3 「北洋工務店」こと増山延佳【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1) 所在地：札幌市中央区南1条西7丁目

(2) 業態：訪問販売（排水管洗浄、除雪作業、火災保険申請サービス） ※個人事業者

(3) 相談概要：「突然事業者から連絡がきた後、その目的を明確にしないまま勧誘行為が行われた」、「契約の内容が明確ではない契約書を渡された、もしくは契約書の写しを渡されなかった」、「判断力が不足している者に対して勧誘を行った」等の苦情相談があった。

(4) 措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】消費生活条例第50条第1項に基づく報告を求めたが、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(5) 公表日：令和3年8月19日

【令和3年度における行政指導の内訳】

主な取引形態	
訪問販売	16件
通信販売	1件
電話勧誘販売	5件
連鎖販売取引	1件
訪問購入	1件
その他(店舗)	3件
計	26件